「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」 第4回会議までの議題に関する意見について

森公高

第1回会議において発言させていただいたとおり、今回のコーポレート・ガバナンス・コードの策定に当たっては、グローバルな資本市場の中で日本のマーケットは安心、安全、信頼という評価を受け、ナンバーワンになれるような、そういったコードを策定していくことが必要であると考えております。

これまでの4回の会議でご提示のあった議題につきまして、補足事項も含め、以下のとおり意見を集約いたしましたので、提出させていただきます。

1. コーポレート・ガバナンス・コードに関する基本的事項について (第2回会議 資料3)

- ▶ 諸外国のコーポレート・ガバナンス・コードでは、序文などにおいてコーポレート・ガバナンス・コードに関する基本的事項を説明していることが一般的である。我が国でコードを策定するにあたり、留意しておくべき点はあるか。
- 例えば序文において、執行、監督(社外取締役を含む。)及び監査をどの機関が担うのか、特に監督とは異なる監査を担う者の機能と役割について明確にすべく、我が国で独自に発展してきた制度である監査役制度、新たに設けられた監査等委員会設置会社制度、会計監査人の位置付けといった事項について丁寧に説明し、また、情報の開示の重要性を中核原則の一つとして記述することが必要であると考えます。

2. 株主の権利及び平等性について

(第3回会議 資料1 Cの項目 (P2) について)

▶ 株主が議決権を有効に行使できる環境を実現するための配慮について、どのように考えるか。

(定時株主総会開催日の分散をさらに促進すべきとの指摘について)

● 定時株主総会の開催日が6月の最終週に集中しているという現状は、株主が総会に参加できる環境が十分に整っていないということにつながるものと考えます。これはほとんどの会社が株主の権利確定基準日を3月末に設定していることによるものであり、定款変更で可能となる当該基準日の変更を通じて、株主が総会に参加できる環境を整備するといった配慮が必要であると考えます。

(招集通知の早期発送について)

- 議決権を有効に行使できる環境として、投資家が議決権を行使するまでに入 手する情報について、①情報の内容と範囲、②情報の信頼性、③議決権行使 の内容を検討する期間の十分性、という点が大事であると考えております。
- ③の期間に関連して「招集通知の早期発送をさらに促進すべきではないか」 という指摘がありますが、企業は情報開示に非常に大きな責任を持つことか ら、十分な情報を責任を持って開示するための期間が必要となると考えます。
- また、②については、会計監査人監査及び監査役監査により、情報の信頼性を担保しており、その監査を受けて初めて株主等に対して責任のある情報を開示することができることになります。そのような点に鑑みて、招集通知のさらなる早期発送というのは、現在の実務からするとかなり無理があるのではないかと考えております。したがって、株主が議決権を有効に行使するためには、情報を入手してから分析するために十分な期間が必要であり、これが先ほどの総会の集中の問題と関連してきますが、例えば、一週間でも総会を後ろ倒しにすることによって、株主の検討期間を確保するといった検討も有益であると考えます。
- 以上、招集通知の早期発送には限界があるという前提の下、①の情報の内容と範囲といった点からは、有価証券報告書の総会前提出が有効であると考えます。現行制度上では有価証券報告書の方が計算書類よりも多くの情報を含んでおり、諸外国のように、株主が議決権行使の検討期間において有価証券報告書の情報を利用できることになれば、議決権をより有効に行使できる環境の実現につながるものと考えております。

- 3. 情報開示及び透明性について (第4回会議 資料1 P1)
- ▶ コーポレート・ガバナンスの実効性を高める観点から、企業が適時かつ正確 に開示を行うことを確保するに当たり、留意すべき点について
- 正確な開示が行われるためには、「情報の信頼性」が求められ、信頼性ある情報の作成には、開示までに一定の期間を確保することが必要です。会社には情報の開示に大きな責任があり、開示される情報に対し会計監査人監査及び監査役監査が実施されることによりその信頼性が担保されます。
- つまり、招集通知の発送までに「情報の信頼性」を維持できるだけの適切な期間を確保できなければ開示の意味がない、ということを前提として考えることが重要と考えます。現場における早期化は既に限界まで進んでおり、招集通知の早期発送を目的として、開示情報の作成期間を無理にタイトにする方向性は望ましくありません。

(以下、第4回会議 資料1 Cの項目 (P2~3) について)

- ▶ 「外部会計監査人がその役割を適切に果たすため」という観点から検討すべき事項について
- まずは、会計監査人の役割を明確にすべきであり、そこから各論点に結び付けて検討することが重要であると考えます。
- 「会計監査人は、企業が適時かつ正確な情報開示を行うに当たり、職業的専門家として、独立した第三者的立場から、企業の作成した開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで、企業の開示情報の信頼性を担保する役割を担っている」ものと考えます。
- ▶ 外部会計監査人を適切に選任・評価するための基準又は方針の策定(①)
- ▶ 外部会計監査人の独立性と専門性等についての確認(②)
- 会計監査人の任命・再任について会社が採用したアプローチの内容を明らかにすべきであり、そのことをコードで明確にする必要があると考えます。
- また、実際の選任に当たっては、会計監査人の独立性や専門性の確認に加え、 単なる報酬の多寡といった理由ではなく、監査の質を考慮した上で会計監査 人の監査を評価するプロセスを踏む必要がある点を強調させていただきたい と考えます。

- また、これに関連して「監査役(会)に期待される役割・責務」のテーマに該当する事項に関して、会計監査人の選解任に関する議案の決定権を有することとなる監査役においては、少なくとも1人は会計監査人の監査に精通し、会計監査人の監査を適切に評価できるだけの知見や能力を有することを必要とすることで、一層その効果を引き出すことが可能になると考えます。
- ▶ 十分な監査時間の確保(③)
- ▶ 外部会計監査人が不正等を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応(④)
- 企業が適時かつ正確に開示を行うに当たり、情報の信頼性が重要であり、情報の信頼性を担保するため、不正リスク対応基準への対応も含めた開示情報の信頼性の確保は企業の責務であります。
- また、会計監査人が監査の質を維持してその役割を適切に果たすためにも十分な監査時間の確保は必須です。効果的・効率的な監査手続が行われることを当然の前提としても、不正リスク対応基準への対応も含めた、必要十分な監査時間の確保は必須となります。
- 以上を踏まえると、経営者の側から会計監査人に対して、開示情報の信頼性 を担保すべく必要十分な監査時間の確保を求めている、といった内容をコー ド本体又は注釈に盛り込むべきであると考えます。
- 当然ながら、正確な開示という観点からは、不正リスク対応基準への対応も 含めた会計監査人からの指摘について、会社側での真摯な対応がなければな らないことをコードに盛り込むことは必須であると考えます。
- ▶ 外部会計監査人からCEO、CFOへのアクセス(面談等)の確保(⑤)
- ▶ 外部会計監査人と監査役や内部監査部門との十分な連携の確保(⑥)
- 会計監査人の側では、経営者や監査役、内部監査部門とのコミュニケーションの必要性についてのルールが存在しますが、このようなコミュニケーションについては、会社側及び会計監査人の双方において主導されることが重要であると考えます。したがって、会社側においても、会計監査人とのアクセスの確保について、コードに盛り込むべきであると考えます。

以上、法律上明確にされていなくとも監査基準等の存在により推定される 事項もありますが、これらの事項を企業側の対応として明確にコード化する ことで企業側の姿勢を示すべきであると考えます。したがって、検討の視点 に列挙されている6項目(①~⑥)については、全てコード本体又は注釈に 盛り込むべきであると考えます。

また、加えて以下2項目についても、コード本体又は注釈に盛り込むべき であると考えます。

- ⑦会計監査人がその役割をより実効的に遂行するための、会計監査人の必要 に応じた監査役会への出席に関する事項
- ⑧取締役会をモニタリングする社外取締役と会計監査人との双方向のコミュニケーションに関する事項

(第4回会議 資料1 Dの項目(P3) について)

- ▶ 株主により選任される外部会計監査人は、(監査契約自体は経営陣と締結するものではあるが)株主に対する責務を負っている、という基本的な考え方をコードに記載することについて、どのように考えるか。
- コードに記載することについては賛同いたします。
- 現行制度上、会計監査人の株主に対する責務は、監査報告書や会社法第 398 条第2項の株主総会における意見陳述義務によって果たされているものと考えられますが、当該事項は本来、規制当局や財務諸表の作成者、会計監査人のみによって決められるべきものではなく、株主を含む財務諸表利用者全体の理解を促進するという観点から決めるべきものであると考えます。
- 例えば、監査報告書について、国際的には、上場会社の監査報告書に監査意見に加えて「監査上の主要な事項 (Key Audit Matter)」の記載を求めることにより、財務諸表に含まれる重要な領域についての利用者の理解を促進し、利用者と会社との対話を深める基礎とすべきといった方向性での検討が行われており、既に英国では、「監査上の主要な事項 (Key Audit Matter)」の記載を要する監査報告書の制度が導入されております。

- 4. 取締役会等の責務(うち、役割・機能等の発揮)について (以下、第4回会議 資料1 監査役(会)に期待される役割・責務(P12)について)
- ▶ 監査役に求められる専門的な知識・経験について、どのように考えるか。
- ▶ 監査役(会)には、財務・会計の知識を持つ者が含められるべきとの指摘について、どのように考えるか。
- 会計監査人の監査に対する知見や財務及び会計に関する専門性は、会計監査人の選任・評価プロセス及び監査の遂行を監督する等の機能を十分に発揮するためにも必要であると考えます。特に、最近において企業会計の基準及び監査の基準が専門化・複雑化していることに鑑みると、会計監査人の職務に十分な知見を有する監査役が選任されれば、より監査役の役割を有効に発揮できるものと考えます。また、監査役は会計監査人の監査結果の相当性を判断する立場にあります。したがって、少なくとも1人は会計監査人の監査に精通し、財務及び会計に関する知見や能力を有する者が選任されることが必要と考えます。
- また、これらの専門的知見は、監査役のみならず、取締役会でのモニタリン グ機能を期待される社外取締役、監査等委員会等にも必要であると考えます。
- ▶ 外部会計監査人の選解任等に関する総会提出議案の決定や会計監査人の報酬 に関する同意権等の行使
- ここでは、飽くまで現行法を前提としたコーポレート・ガバナンス・コード についての議論の場ということで、法改正を必要としない範囲でのコードの 設定との前提の下、コメントさせていただきます。
- 企業が適時かつ正確な情報開示を行うに当たり、企業の開示情報の信頼性を 担保するという会計監査人の役割が果たされるためには、会計監査人の監査 の質を確保することが必須であり、その会計監査人の選解任については、併 せて監査の評価を行うことが必要となるため、事実上、同時に監査報酬につ いての判断も必要となってくることになります。
- また、監査の質は、選任した会計監査人の必要とする十分な監査時間とこれ に見合った報酬の確保がなければ維持できないものと考えます。
- 以上のように、会計監査人の選解任と監査報酬の決定は同一の機関が行うことで、その実効性を確保する必要があると考えます。現行会社法を前提として考えるならば、監査報酬については、まず監査役がその内容を吟味してから取締役会に提案し、取締役会がその提案に基づき、株主総会へ議案提案を行う等、といったコードの設定が望ましいと考えます。

- ▶ 監査役(会)の責務を実効的に果たすために必要となる体制について(監査 役をサポートする人員・予算の確保、経営陣・内部監査部門・社外取締役・ 外部会計監査人等との連携・情報共有等)
- 監査役がその役割をより実効的に発揮できるようにするためには、そのための十分な体制構築が必要不可欠であると考えます。このため、検討の視点において示されている「監査役をサポートする人員・予算の確保、経営陣・内部監査部門・社外取締役・外部会計監査人等との連携・情報共有」という内容については、全てコード化することが有益であると考えます。

5. 株主との対話について

● 企業と株主との建設的対話という観点からは、財務情報という過去情報のみならず将来情報の開示を充実させることも有益であると考えます。このため、非財務情報(経営者の方針、事業戦略、CSRや環境への取組、企業統治の仕組み、実績、将来見通し、ビジネスモデル等)の記載を充実させた統合報告による情報開示についても検討していくことが望ましいと考えます。

以 上